

# 逸品募集。6.18 → 7.18

募集期間

17:00 必着

WED

FRI

## 01 申請資格

- 01 近江八幡市内（商工会議所管内）に活動拠点を  
持つ事業者・団体
- 02 事業目的を理解し、主催者と共に持続的な  
ブランド推進活動ができる事業者・団体
- 03 市税・県税に未納がないこと

## 02 対象商品

下記項目にいずれにも該当する商品であること。  
1 事業者の申請数は3品までとする。

- 01 近江八幡のさまざまな地域資源（素材・歴史・  
文化・技術等）を活用した加工品
- 02 近江八幡市民が誇れる、他地域の商品には  
ない特徴、品質を有していること
- 03 安全安心して利用でき、関係法令に準拠して  
いること
- 04 伝統や歴史を継承しつつ、新たな視点や革新的  
な取組があること

## 03 申請・登録料

申請は無料。登録料は1登録商品ごとに、年間  
1万円（税別）。登録料は、はちまんもんのプロ  
モーション費用等に活用します。

## 04 申請方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、添付書類と  
ともに近江八幡ブランド実行委員会事務局（近江  
八幡商工会議所）へメールまたは郵送にてご提出  
ください。申請書はホームページまたは事務局に  
設置しております。

## 05 審査方法

申請書類と商品の現物、事業者によるプレゼン  
テーション等により審査を行います。  
書類選考を通過された方に、プレゼンテーション  
審査をご案内します。プレゼンテーション審査  
は8月5日に実施予定です。「物語性、独自性、  
新規性、成長性、積極性」の評価に基づき、認定  
の可否を決定します。

認定事業者の  
メリット

- 第3回認定品としてプレスリリースにて全国発信
- PR用ツールの配布（パンフレット・ポスター・のぼり・カード）
- 商業施設にてPOP UP 出店の実施
- セミナー・認定事業者間の交流会の開催
- 認定商品のSNS 向け動画制作
- SNSやラジオを活用した商品PR
- 宿泊施設・スーパー・観光案内所等での販売
- 近江八幡商工会議所のWEBサイトで紹介
- 近江八幡商工会議所制作の観光マップに掲載
- 近江八幡観光物産協会、近江八幡市等、関連団体のWEBサイト等で紹介予定

WEBは  
こちら



お問い合わせ 近江八幡ブランド実行委員会（近江八幡商工会議所内）

〒523-0893 近江八幡市桜宮町 231-2 | TEL 0748-33-4141 | Mail info@8cci.com

Web <https://8cci.com/hachi-man-mon/>

